

## 社会福祉法人 朝日の里 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日の里の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び旅費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び旅費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び旅費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び旅費はこれを支払わないものとする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び旅費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員会出席及び評議員選任・解任委員会出席に係る報酬及び旅費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び旅費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

### (評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び旅費を支払うことができる。なお、評議員選任・解任委員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会及び評議員会に出席したときは、理事会出席及び評議員会出席に係る報酬及び旅費を支払わないものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

役員報酬 別表1 (日額)

名 称	報 酬	距 離	旅 費
理事会出席報酬等	6,000円	県内	5,000円
		県外	10,000円
評議員会出席報酬等	6,000円	県内	5,000円
		県外	10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	6,000円	県内	5,000円
		県外	10,000円

役員及び評議員の勤務報酬等 別表2 (日額)

名 称	報 酬	距 離	旅 費
理事長業務報酬等	5,000円	県内	5,000円
		県外	10,000円
理事及び評議員業務報酬等	5,000円	県内	5,000円
		県外	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	県内	5,000円
		県外	10,000円

付 則

この規程は、平成25年4月1日より適用する

この規程は、平成29年6月1日より適用する